

## 1入札参加資格申請システム全般についての質問

Q1-1 静岡県建設関連業務の入札参加資格申請の受付予定はどうなっていますか。

A1-1 令和8・9年度建設関連業務の入札参加資格申請について、毎月「随時申請」を受け付けております。申請方式は、電子申請方式と紙申請方式の2通りあり、電子申請方式の場合、県庁に出向く必要はありません。また、電子申請における添付書類の提出方法は、令和8・9年度から「紙書類の郵送」のほか、「電子ファイル添付(総容量20MB以内)」の選択が可能になりました。

Q1-2 受付期間はいつですか。

A1-2 令和8・9年度建設関連業務については、令和10年3月1日から有効の資格認定分まで毎月随時の申請を受け付けます。下記の期日までに受け付けた申請は、月末に入札参加資格者名簿に業者情報を登載し、翌月1日から資格が有効になります。

- ①電子申請方式
  - ・「電子ファイル添付」で書類提出の場合…毎月20日までに申請
  - ・「紙書類の郵送」で書類提出の場合…毎月10日までに申請、20日までに書類必着
- ②紙申請方式
  - ・県庁建設業課窓口を持参(対面審査)…毎月20日までに申請 ※申請は要予約

Q1-3 電子申請方式の提出書類は、どちら宛てに郵送すればよいですか。

A1-3 〒420-8601  
静岡県静岡市葵区追手町9-6  
静岡県交通基盤部建設業課宛て に御提出ください。  
なお、封筒の余白に「入札参加資格申請書 在中」の旨記載願います。

Q1-4 電子申請のID、パスワードの通知書が届かないのですが、どうすればよいですか。

A1-4 平成27年度までは、電子申請用のID及びパスワードを静岡県から通知していましたが、平成28年度以降の電子申請サービスは、御自身で利用者ID、パスワードを取得(利用者情報登録)していただくことになりました。(Q2-1~)

Q1-5 電子申請を利用するために必要なものはありますか。また、ICカードは必要ですか。

A1-5 インターネット接続環境が整っているパソコンを有していることが必要です。ICカードは不要です。

Q1-6 電子申請システムはどこにあるのですか。

A1-6 ①次のアドレスから直接アクセスすることができます。  
<https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/>

静岡県ホームページからアクセスする場合は、次の順序で進んでください。

- ①静岡県ホームページトップ画面の上部『目的から探す』を選択 ⇒ 『電子申請』を選択 ⇒ 次ページにリンクがあります。
- ② ふじのくに電子申請サービスのトップ上「手続き申込」から、「建設関連業務」等のキーワードで検索してください。その後表示された、「令和8・9年度入札参加資格随時申請(建設関連業務)」へアクセスしてください。

Q1-7 電子申請サービスの手続申込みページに入れないのですが、どうすればよいですか。

A1-7 受付期間外の場合は手続き申込みページに入れません。  
利用者情報登録の際に、代理人を選択していると、手続ページに入れません。(Q2-6、Q2-8へ)

Q1-8 市町の入札参加資格申請において電子申請はできるのですか。

A1-8 今回の電子申請は、静岡県の入札参加資格申請のみ行います。各市町の入札参加資格申請については、各市町の担当課宛て御確認ください。

Q1-9 途中で入力作業を中断し、データを一時保存したいのですが、どうすればよいですか。

A1-9 入力画面の一番下部に、「申込データの一時保存」及び「一時保存した申込データの読込」のボタンがあり、データの一時保存が可能ですが、申請後であっても職員が受理処理を行う前であれば、修正可能ですので、可能な限り一度の入力作業で行ってください。(受理後に内容訂正をした場合は、静岡県交通基盤部建設業課に御連絡ください。)

## 2利用者情報登録についての質問

Q2-1 利用者情報登録は必ず行わなければならないのですか。

A2-1

①ふじのくに電子申請サービスにおいて、利用者登録をしたことがない方は登録が必要です。  
⇒利用者情報登録を行ってID・パスワードを取得してください。

②これまでにふじのくに電子申請サービスを利用するためのID・パスワードを取得したことがある方は、登録済みのIDを使用してください。⇒改めて利用者情報登録をする必要はありません。ただし、「利用者情報」メニューを選択して、登録情報を確認してください。変更事項がある場合は、修正を行ってください。

※1つのID・パスワードで建設工事・維持管理・建設関連業務の申請ができます。静岡県のふじのくに電子申請サービスは、総合評価事前登録や研修会申込みその他様々な申請サービスを提供していますが、これらのIDは共通で使用できます。

※過去に利用者登録を済ませている場合、同一のIDで申請可能ですが、ID=メールアドレスですので、担当者が変更した場合等、申請手続に関する連絡先が変わった場合は、連絡可能なメールアドレスで再度利用者登録をお願いします。

Q2-2 利用者情報登録には誰の情報を登録すればよいですか。

A2-2 代表者ではなく、申請を行う(ID・パスワードの管理を行う)担当者の情報を登録してください。申請手続に関する御連絡は、すべてIDのメールアドレス宛てにお送りしますので、必ず申請担当者(又は代理人)のアドレスを入力してください。  
なお、利用者情報登録で入力した情報は、入札参加資格申請の内容と連動していませんので、申請に係る会社情報は、申請画面で改めて入力していただきます。

Q2-3 一度取得したID・パスワードに使用期限はありますか。

A2-3

ID・パスワードには使用期限はありません。ただし、長期間利用の実績がないIDについては、職権で削除させていただく場合がございます。

Q2-4 一度取得したID・パスワードが分からなくなってしまったのですが、どうすればよいでしょうか。

A2-4

- ①ID=メールアドレスになりますので、普段利用しているメールアドレスで新規利用者登録を試みてください。
- ②1つのメールアドレスに対しては、1つのIDしか取得できません。新規利用者登録の際に既に登録済みである旨が表示される方、及びログインパスワードを忘れてしまった方は、ログイン画面の「パスワードを忘れた場合はこちら」をクリックし、画面の指示に従ってください。

Q2-5 ID・パスワードを取得後、担当者が代わった場合や一度登録した内容を変更したい場合はどうすればよいのでしょうか。

A2-5

ログイン後、トップメニューの「利用者情報」ボタンを押して、「その他情報を変更する」をクリックし、変更事項を入力してください。

Q2-6 利用者情報の利用者区分「個人、法人、代理人」を誤って登録してしまった場合はどうすればよいのでしょうか。

A2-6

「利用者情報」の変更では対応できません。ログイン後、トップメニューの「利用者情報」ボタンを押して、「削除する」をクリックしてください。一度利用者情報が削除されると、同一IDで再度利用者登録が可能となりますので、ID、パスワードの新規取得からやり直しをしてください。

Q2-7 行政書士に電子申請を依頼することはできますか。

A2-7

できます。詳しくは行政書士へお尋ねください。  
行政書士に依頼する場合は、行政書士自身が電子申請サービスのID、パスワードを取得してください。

Q2-8 行政書士が入札参加資格申請システムを利用する際に注意すべきことは何ですか。

A2-8

- ①利用者情報登録の際に、利用者区分を「個人、法人、代理人」から選択しますが、代理人は選択せず、代理申請者自らの区分に従い、個人又は法人で登録してください。（代理人を選択すると申請入力画面に入れません。（Q2-6））
- ②登録された行政書士宛てに受理通知メール、補正依頼メール等が送信されます。（事業者自身には連絡が行きません。）
- ③複数の申請者について、同一の代理人が申請する場合、1つのIDで複数回の申請が可能ですので利用者登録は1度で十分です。

### 3ふじのくに電子申請サービスにおける入札参加資格申請入力画面についての質問

Q3-1 入力する際に注意することはありますか。

A3-1

入力する際には、「全角入力」、「半角入力」、「住所の地番表記は『一』（全角長音）を使用する」等のメッセージに注意し入力指示に従って入力してください。  
なお、入力の際に、環境依存文字は使用できません。氏名、住所などが難しい漢字等で入力できない方は、該当文字部分について、簡単な代字（存在しなければひらがな）で入力してください。

また、電子申請サービスを利用する際に、ブラウザの画面操作で「戻る」「進む」を行うと、画面が正しく移行されません。画面切り替えの際は、必ず、画面内の「一覧へ戻る」等のクリックボタンを使用してください。

Q3-2 入力の際「〇〇は入力できません」と表示されてしまいます。どうすればよいですか。

A3-2 「全角入力」、「半角入力」、「住所の地番表記は『ー』（全角長音)を使用する」などのルールに抵触しています。入力項目の注意書きを再度確認してください。

Q3-3 営業所情報を入力する必要があるのはどんな申請者ですか。

A3-3 静岡県外に本社がある業者(県外業者)で、支店長や営業所長に入札契約等の権限を委任する場合は入力が必要です(静岡県内に本社がある県内業者は委任できません。また、県外業者であっても支店長・営業所長等に委任をしない場合は、入力が不要です。)

Q3-4 建設関連業務実績高の入力について教えてください。

A3-4

- ①申請を希望する業種の欄に実績高を入力してください。
- ②申請を希望しない業種の実績高は、「申請を希望しない業種の建設関連業務実績高」の欄にまとめて入力してください。
- ③建設関連業務以外(建設工事、物品製造等)の実績高は含めないでください。
- ④金額は消費税抜きの金額で記載してください。
- ⑤決算が1回/年の場合は、右欄にのみ情報を記載してください。

Q3-5 有資格者情報は、すべての項目を埋めなければならないのですか。

A3-5 有資格者数0人の場合も空欄ではなく「0」の入力が必要です。個別の技術者の情報は、電子申請サービス上では入力する箇所はありませんが、様式5「技術者一覧表」(書類)を作成して郵送してください。

Q3-6 1人の技術者が複数の資格を持っている場合には、複数の欄に計上していいのですか。

Q3-6

- ①「技術士」については、1人で複数の部門の資格をもっている場合には、その方が有する全ての部門で計上をしてください。
- ②1人で同一種類である「1級・2級」、「士・士補」の資格を有している場合には、上位のもののみ計上してください。
- ③「RCCM」で1人の者が複数の部門の資格認定を有する場合であっても、「1」とカウントしてください。

Q3-7 法人番号が分からないのですが(12桁しかないのですが)、どうすればよいですか。

A3-7 法人番号が分からない場合は、国税庁法人番号公表サイト(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)で確認してください。なお、法人登記簿謄本記載の法人番号は12桁のみで、正式な法人番号は、当該12桁の頭に1~9の法人番号がさらに付加されているものです。

Q3-8 申請に不備があるということで、補正の連絡メールがありました。どうすればよいですか。

A3-8 ふじのくに電子申請システムに、申請時に使用したIDでログインし、トップ画面上の「申込内容照会」をクリックしてください。申込みをしたものの状態が「返却中」になっているものの操作「詳細」欄をクリックし、中に入り、「修正する」ボタンから、申請内容を修正してください。その際、「再申込する」ではなく「修正する」ボタンから申請してください(重複申請となるため)。

## 4 郵送書類についての質問

Q4-1 電子申請ですが、書類の郵送が必要なのですか。

A4-1

入札参加資格申請書、申込詳細、誓約書等の郵送が必要になります。詳しくはホームページ掲載の概要案内書で御確認ください。

Q4-2 郵送書類の参考様式はどこで手にはいりますか。

A4-2

次のアドレスにアクセスし、「入札参加資格申請様式(工事・建設関連業務・維持管理)」項目内の「令和8・9年度随時申請用(建設関連業務)入札参加資格申請書等」を確認してください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/1066349/1066357/1067879/1073338.html>

Q4-3 書類の郵送方法について教えてください。

A4-3

申請内容をすべて入力して送信すると、申込完了通知メールが届きます。その後、静岡県が電子申請の内容を簡易審査し、不備等がなければ受理通知メールを送信します。受理通知メールの中に、書類郵送期限が記してあるため、その期限までに静岡県交通基盤部建設業課まで郵送してください。

Q4-4 郵送の提出期限はどのくらいですか。

A4-4

書類の郵送期限は受理通知メール送付日の翌日から7日以内に必着です。指定期限までに、書類の確認ができない場合、翌月以降の認定となる場合がありますので、御承知おきください。

## 5 その他

Q5-1 情報送信した後に、申請内容を確認するにはどうしたらよいですか。

A5-1

ふじのくに電子申請サービスにログイン後、画面上部の「申込内容照会」から検索して確認してください。

Q5-2 審査結果はどのように確認したらよいですか。

A5-2

毎月月末から1日頃に、県ホームページ「建設業のひろば」掲載の入札参加資格者名簿を更新します。資格認定通知書の発行、郵送はありませんので、ホームページ掲載の名簿でご確認ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/kensetsu/1003481/1028925.html>

Q5-3 申込完了通知等のメールが届きませんがどうしたらよいですか。

A5-3

申込完了メールや受理通知メールは、「利用者登録」のID(メールアドレス)に送信されます。マイページの「利用者情報の確認」で誤りがないことを確認の上、建設業課へお問合せください。なお、行政書士へ申請を委任した場合は、行政書士のメールアドレスに送信されますので依頼先の行政書士に御確認ください。